

第5章

人がつどい、活力あふれるまち

施策体系

第1節 / 市街地

- 1 八幡市駅周辺の整備
- 2 (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備
- 3 橋本駅周辺の整備
- 4 適正な土地利用の推進

第2節 / 道路

- 1 広域幹線道路の整備
- 2 市内幹線道路の整備
- 3 生活道路の整備
- 4 道路環境の整備

第3節 / 公共交通

- 1 鉄道の充実
- 2 バス交通の充実

第4節 / 情報通信

- 1 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上
- 2 効率的で安全・安心な電子自治体の実現
- 3 迅速・的確な行政事務の推進

第5節 / 農業

- 1 多様な担い手の育成・強化
- 2 生産基盤の強化
- 3 地産地消の推進と地域ブランドの確立
- 4 資源の循環利用の推進
- 5 都市住民との交流の推進

第6節 / 工業

- 1 工業基盤の整備
- 2 企業誘致の推進
- 3 企業間・地域との連携
- 4 企業の高度化・近代化の促進

第7節 / 商業

- 1 商業拠点の活性化の推進
- 2 商業環境の充実
- 3 (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

第8節 / 観光

- 1 自然環境を活かした観光の振興
- 2 歴史文化を活かした観光の推進
- 3 地域産業を活かした観光の推進
- 4 祭りや行事等を活かした観光の推進
- 5 情報提供とネットワーク化の推進
- 6 受け入れ環境の整備

成果指標

指 標	現状値	目標値
コミュニティバス1便当たりの利用者数	9.2人	10.2人
ホームページアクセス件数	414,558件/年	457,000件/年
エコファーマー認定農家数	21人	40人
従業者1人当たりの製造品出荷額	30,360千円/年	31,900千円/年
人口当たりの商品販売額	1,832千円/年	2,700千円/年
観光入込客数	2,014千人/年	2,215千人/年
観光消費額	475,997千円/年	523,000千円/年

第1節

市街地

しがいち

重点取組

八幡市駅周辺への広域交流機能の誘導及び環境整備

北部の広域的な交流拠点として、ターミナル機能、防災空間をもちあわせた駅北地区の整備を推進するとともに、駅南北自由通路と一体となった駅舎のバリアフリー化を促進します。また、民間によるオープンスペースを備えた建築物への建て替えの促進誘導、狭小道路の解消など、周辺環境の整備を図ります。

（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への広域交流機能の誘導と環境整備

南部の広域的な交流拠点として、集客、商業等の複合的な都市機能の導入を促進するとともに、住みやすく魅力ある住宅地の創出、質の高い都市環境や景観の実現により、周辺環境の整備を図ります。

橋本駅周辺への広域交流機能の誘導及び環境整備

西部の交流核として、駅前広場とアクセス道路の整備による交通結節機能強化や商業の誘導を図ります。また、一体的な基盤整備や空閑地の適切な活用の促進により、周辺環境の整備を図ります。

工業系市街地の形成

市域東部における新たな産業拠点づくりなど、企業ニーズに対応した新たな工業系市街地の形成を図ります。

現状と課題

現状

市街地の土地利用は、多くの良好な住宅地が供給される一方、住居系の未利用地が残るといった傾向が顕著となっています。また、広域幹線道路網の整備や計画に伴い、工業系や沿道系の土地利用の需要が高まっています。

八幡市駅周辺や橋本駅周辺の整備についても、御幸橋の架替え等の関連事業の進展により、その必要性が高まっています。さらに、第二名神高速道路と第二京阪道路が結節する（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺は、道路整備が進むなかで、南部広域交流エリアとして、都市活力の向上につながる整備が求められています。

このような社会経済の変化に伴う動向を見据えながら未利用地等の有効活用を図るため、周辺地域と調和のとれた秩序ある土地利用について検討を行っています。

取り組むべき課題

高齢化の一層の進展、地球環境問題や景観問題への関心の高まり、厳しい財政状況など、社会経済環境が大きく変化しており、都市計画においてもこうした時代の変化を常に見極め、的確な対応を行うことが求められています。なかでも人口の年齢構成に関する変化は、まちづくり¹のさまざまな面に大きな影響を及ぼす可能性があります。

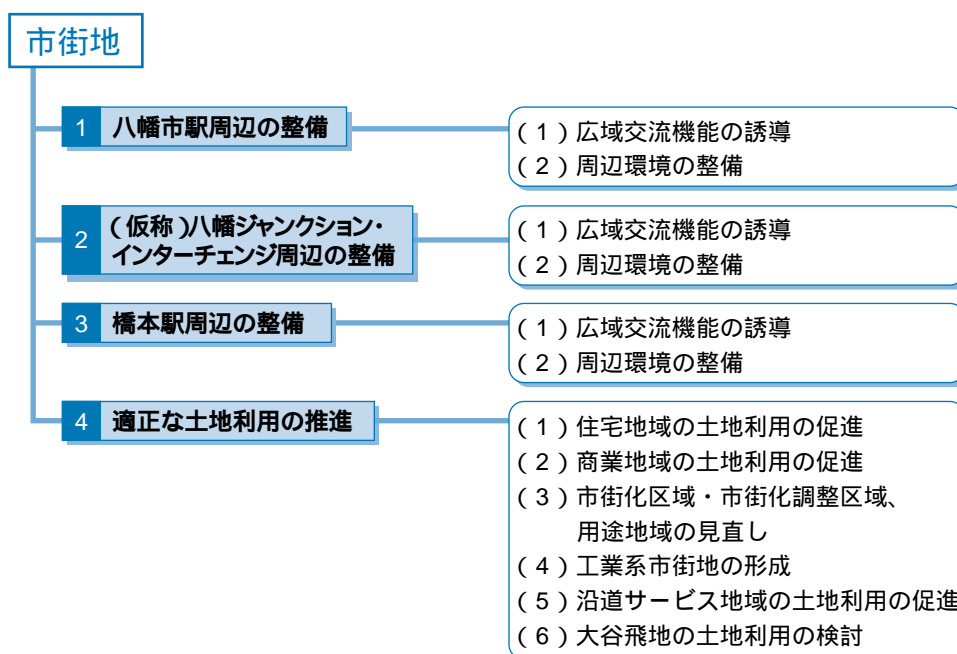
こうした状況を踏まえつつ、八幡市駅・橋本駅周辺や（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の動き、工業用地の需要動向等を見据えて、本市の地域特性を活かしたまちづくりをめざす必要があります。

基本方向

良好な市街地を形成していくためには、利便性や快適性、安全性の向上を基本に、用途地域²に応じた土地利用を進めていくことが重要です。また、都市としての求心力を高めていくためには、まちの骨格形成の基礎となる都市拠点の形成が必要です。このため、秩序ある土地利用を基本に都市機能の適正な配置や地域特性に留意した良好な市街地の形成を計画的に進めます。

また、八幡市駅周辺と（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺を広域交流エリアと位置づけ、商業の誘導やターミナル機能の強化を図るとともに、橋本駅周辺を市域西部の生活交流拠点として整備を進めます。

施策体系



1 まちづくり：2ページ参照。

2 用途地域：都市の計画的な土地利用を実現するため、住居系（7区分）・商業系（2区分）・工業系（3区分）の用途別に定めた地域の総称。都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う。

取組の内容

1. 八幡市駅周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導 **重点取組**

本市北部の広域的な交流拠点として、ターミナル機能、防災空間をもちあわせた駅北地区の整備の推進

駅南北自由通路と一体となった駅舎のバリアフリー化³の促進

(2) 周辺環境の整備 **重点取組**

民間によるオープンスペースを備えた建築物への建て替えの促進誘導

狭小道路の解消

自転車等放置禁止区域における対策の強化

2. (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導 **重点取組**

本市南部の広域的な交流拠点として、集客、商業等の複合的な都市機能の導入

(2) 周辺環境の整備 **重点取組**

インフラ⁴や利便施設が整備された、住みやすく魅力ある住宅地の創出
質の高い都市環境、景観の実現

3. 橋本駅周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導 **重点取組**

本市西部の交流核として、駅前広場とアクセス道路の整備による交通結節機能の強化

商業の誘導

(2) 周辺環境の整備 **重点取組**

一体的な基盤整備

空閑地の適切な活用の促進

4. 適正な土地利用の推進

(1) 住宅地域の土地利用の促進

低層住宅地における良好な住環境の保全

中高層住宅地における生活利便性の確保

その他住宅地における業務と住環境との併存の推進

低・中層住宅地の形成の推進（八幡・下奈良地区、八幡市駅から橋本駅にかけての鉄道沿線）

低層住宅地の形成の推進（橋本・西山・川口地区）

低層住宅地を基本に、一部中高層住宅地の形成の推進（男山・美濃山地区）

3 バリアフリー（化）：16ページ参照。

4 インフラ：インフラストラクチャーの略。経済活動や社会生活を維持し、発展させるための基盤構造。

(2) 商業地域の土地利用の促進

駅周辺における需要に対応した商業地の形成と商業施設の立地の促進
 既成市街地や進行市街地の生活圏における商業地の形成と商業施設の立地の促進
 (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺における広域幹線道路の整備を活かした商業地の形成

(3) 市街化区域⁵・市街化調整区域⁶、用途地域の見直し

将来的な土地利用動向の把握
 農業との調整を進め、市街化区域と市街化調整区域の見直し
 生産緑地⁷の保全
 用途地域の見直し

(4) 工業系市街地の形成 **重点取組**

企業ニーズに対応した新たな工業系市街地の形成
 市域東部における新たな産業拠点の形成に向けた基盤整備の促進

(5) 沿道サービス地域の土地利用の促進

広域幹線道路沿道における土地利用の促進
 区域区分⁸の変更の検討

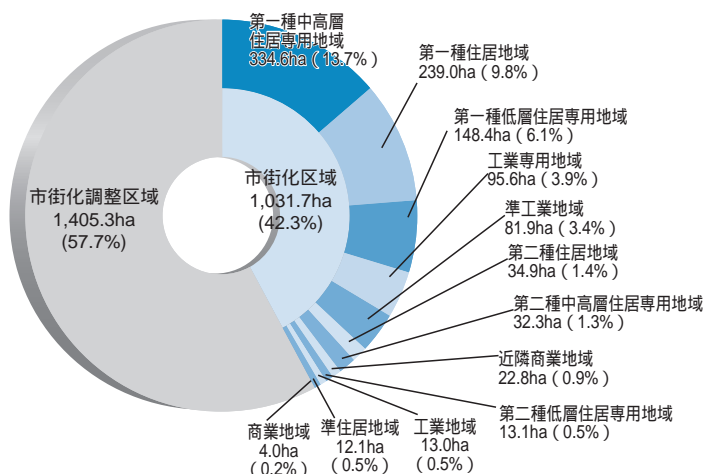
(6) 大谷飛地の土地利用の検討

既存の土地利用の動向を踏まえた適性の検討
 民間活力を活かした新たな土地利用の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

事業者 駅舎のバリアフリー化

用途地域の指定状況



(注1) 平成18年4月1日現在。
 (注2) 四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 計画・公園課

5 市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
 6 市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
 7 生産緑地：良好な都市環境の形成に役立てるため市が定めた市街化区域内の農地。
 8 区域区分：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度で、1968（昭和43）年の都市計画法改正により導入。「線引き」とも呼ばれる。

第2節

道路

どうろ

重点取組

広域幹線道路の整備

第二名神高速道路、第二京阪道路の整備など広域幹線道路網の整備や（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジの整備を促進します。また、国道1号の自転車・歩行者道及び中央分離帯の整備を促進します。

市内幹線道路の整備

（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジと八幡市駅・御幸橋さらには乙訓方面との連携を強化する南北軸、男山住宅地と東部の集落地さらには木津川右岸地域との連携を強化する東西軸の整備を図ります。また、市内の幹線道路についても計画に基づいた新設・改良を行います。

道路美化の推進

景観や環境に配慮した快適性のある道路環境整備や道路清掃・美化を推進します。また、里親制度（アダプト制度）の導入も視野に入れ、市民の自主的な道路美化活動を促進します。

現状と課題

現状

市民生活の向上や産業経済活動の活性化、郊外域の発展に伴い、道路は都市基盤の一つとして重要な役割を担っています。移動に伴う利便性はもちろん、安全性や快適性を具備した日常生活道路や経済活動に伴う広域的な道路の整備が望まれています。

市域とその周辺では、近年、広域幹線道路及び幹線道路網の整備が進み、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系の土地利用が拡大し、京都府南部における流通拠点となりつつあります。また、大型店舗の進出も進んできており、周辺環境が著しく変化してきたことから、機能的な道路交通体系を構築することが必要となっています。

また、高齢化の進展等に伴い、市道のバリアフリー化を順次進めているところですが、引き続きだれもが安全で安心できる道路の整備が求められています。

取り組むべき課題

広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路及び生活道路についても、渋滞のない快適な移動の確保をめざして、計画的なまちづくりとあわせた道路網の見直しと整備が必要です。

整備にあたってはバリアフリー化や緑化など、安全確保や景観等にも配慮した道路整備を推進することが重要です。

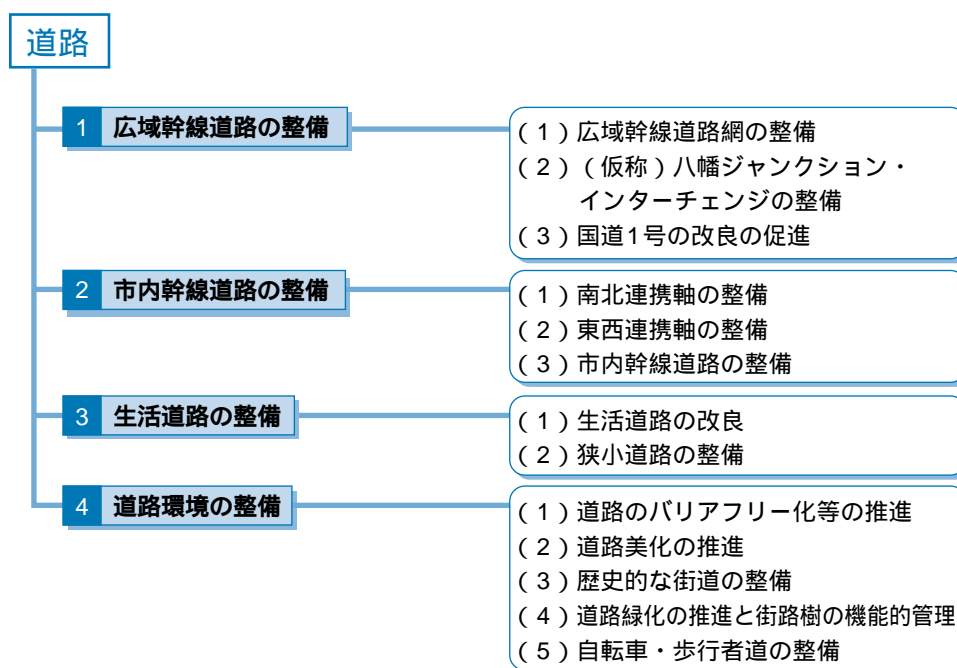
基本方向

複数の広域幹線道路をはじめ、近隣都市との連携を形成する幹線道路の整備を図るとともに、バリアフリー化、歴史的な街道の整備など、景観や環境に配慮した道路整備を推進します。

生活道路についても、改良や狭小道路の整備を行い、利用者の安全性と快適性を高めるように努めます。

また、歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進するとともに、快適性の高い道路環境の整備を促進します。

施策体系



取組の内容

1. 広域幹線道路の整備

(1) 広域幹線道路網の整備 **重点取組**

第二名神高速道路、第二京阪道路の整備を促進し、京都第二外環状道路とあわせた広域幹線道路網の整備の促進

(2) (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジの整備 **重点取組**

(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジの整備の促進

(3) 国道1号の改良の促進 **重点取組**

自転車・歩行者道及び中央分離帯の整備の促進

2. 市内幹線道路の整備

(1) 南北連携軸の整備 **重点取組**

(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジと八幡市駅・御幸橋さらには乙訓方面との連携を強化する南北軸の整備

(2) 東西連携軸の整備 **重点取組**

男山住宅地と東部の集落地さらには木津川右岸地域との連携を強化する東西軸の整備

(3) 市内幹線道路の整備 **重点取組**

都市計画道路⁹八幡田辺線・内里高野道線・橋本南山線・西山下奈良線や長部代砂畠線等の新設

長尾八幡線・富野荘八幡線・八幡木津線等の改良

3. 生活道路の整備

(1) 生活道路の改良

既存の生活道路の拡幅整備・維持管理の推進

(2) 狭小道路の整備

日常の利便性の向上、緊急車両の通行、避難経路の確保を図るための狭小道路の整備

4. 道路環境の整備

(1) 道路のバリアフリー化等の推進

歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化等の推進
環境に配慮した再生舗装材、透水性の舗装材の使用等による安心して通行できる道路整備の推進

(2) 道路美化の推進 **重点取組**

道路・歩道の修景化、ポケットパーク¹⁰の設置など快適性のある道路環境の整備の推進

道路の清掃・美化の推進

まちかど清掃運動など市民の自主的な道路美化活動の促進

里親制度(アダプト制度¹¹)の導入

(3) 歴史的な街道の整備

「歴史街道計画¹²」と連携し、歴史景観を活かした個性ある道路整備の推進

9 都市計画道路：健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

10 ポケットパーク：「ベストポケットパーク」の略で、ポケットほどの公園という意味。わずかな土地であっても有効に活用して都市環境を改善しようとするもの。

11 アダプト制度：一定区間の道路や公園等の公共スペースを住民からなるボランティア団体の養子(Adopt)に見立て、ボランティア団体が公共スペースの清掃等をするというもの。行政は、活動に必要な清掃用具の貸し出し等の支援を行う。

12 歴史街道計画：伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を結ぶ軸をメインルートに日本を代表する歴史文化を活用し「日本文化の発信基地づくり」「新しい余暇ゾーンづくり」「歴史文化を活かした地域づくり」をめざす計画。

(4) 道路緑化の推進と街路樹の機能的管理

歩道への街路樹の植栽やフラワーポットの設置など道路の緑化の推進
信号の視認性や歩行者の安全確保の立場から支障となっている街路樹等の
適正な管理

(5) 自転車・歩行者道の整備

河川・緑地空間を活かし、周遊できるような自転車・歩行者道の整備

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	道路美化・緑化活動の取組への参加 道路・歩道の異常箇所の発見・連絡 里親制度（アダプト制度）への参加
NPO	道路美化・緑化活動の取組の推進
事業者	道路美化・緑化活動の取組への参加



男山竹園の交差点



第二京阪道路（欽明台地区から）

第3節

公共交通

こうきょうこうつう

重点取組

八幡市駅のターミナル化

駅舎のバリアフリー化、駅南北が一体化となる駅自由通路や駅北口広場の整備を促進します。

橋本駅のターミナル化

生活と密着した利便性を備えた行政、商業、業務、サービス施設等を配置した駅前整備を推進します。

バス交通の利便性の向上

住宅地と市内主要施設をネットワーク化するバス路線の運行やダイヤの充実を要請するとともに、狭小道路と公共施設を結ぶコミュニティバスの運行を行います。また、JR松井山手駅～八幡市駅～乙訓方面を結ぶ広域的なバス路線についても検討を行います。

現状と課題

現状

少子高齢化が進行し、公共交通は市民だれもが利用できる身近な交通手段としてますます重要となっています。

鉄道については、周辺整備を含めた八幡市駅や橋本駅のターミナル機能の強化に向けた調整を図っています。

バスについては、低床バスの導入を促進し、その台数が増加してきていますが、八幡市駅・JR松井山手駅と樟葉駅を結ぶ路線が中心となっており、この結果、市域の東西と南北を結ぶ直通バスが無いに等しい状況となっています。こうしたことから、2005（平成17）年2月から主に東西軸を結び、橋本地区等のバスが通っていない地域をカバーするコミュニティバス¹³の実証運行を開始しています。

取り組むべき課題

鉄道関係については、駅周辺地域において基盤整備等の動きがあることから、これらと連動した八幡市駅及び橋本駅のターミナル機能の強化が必要です。

バス交通については、「コミュニティバスやわた」の運行により東西軸にバス直通便がないことに対応しているものの、南北軸への対応や、国道478号の開通に伴う乙訓方面との交流の促進を検討する必要があります。

13 コミュニティバス：採算等の問題から、バス事業者による運行が難しい地域において、高齢者や障がい者の公共施設や病院へのアクセス向上を図るなど地域住民の利便性の向上を目的として、自治体の関与により運行している乗合バス。

基本方向

公共交通の充実、市民生活の利便性の向上と環境にやさしいまちづくりに欠かせない要素です。特に、高齢社会¹⁴を迎え、駅のバリアフリー化の促進と市内のバス交通の利便性を高めることが求められています。

交通結節点である鉄道駅については、駅舎のバリアフリー化、駅前広場の整備を進め、ターミナル機能の強化を図ります。

また、バス交通については、鉄道駅をはじめ市内主要施設のネットワーク化を推進するため市内バス路線の充実を図るとともに、国道478号の開通に伴う乙訓方面との連携を図るための新規路線の開設に努める必要があります。

施策体系

公共交通

1 鉄道の充実

- (1) 八幡市駅のターミナル化
- (2) 橋本駅のターミナル化
- (3) 新交通体系の研究
- (4) 駅周辺施設の整備

2 バス交通の充実

- (1) バス交通の利便性の向上
- (2) バス車両のバリアフリー化の促進

取組の内容

1. 鉄道の充実

(1) 八幡市駅のターミナル化 **重点取組**

- 駅舎のバリアフリー化の促進
- 駅南北が一体化となる駅自由通路の整備の促進
- 駅北口広場の整備の促進

(2) 橋本駅のターミナル化 **重点取組**

- 生活と密着した利便性を備えた行政、商業、業務、サービス施設等を配置した駅前整備の推進

(3) 新交通体系の研究

- 近隣市町と連携した新たな交通手段導入の研究

(4) 駅周辺施設の整備

- 市営駐車場・駐輪場の適切な整備・運営
- 大型バス等の駐車場の確保

2. バス交通の充実

(1) バス交通の利便性の向上 **重点取組**

- 住宅地、駅、公共施設をネットワーク化するバス路線の運行とダイヤ充実の要請
- 市内南北方向を結ぶバス路線の運行
- 狭小道路と公共施設を結ぶコミュニティバスの運行
- JR松井山手駅～八幡市駅～乙訓方面を結ぶ広域的なバス路線の検討

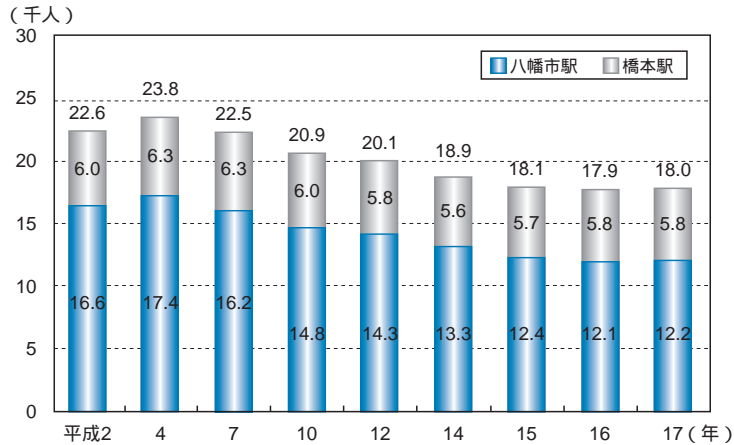
(2) バス車両のバリアフリー化の促進

低床バスの全路線への導入を関係機関に要請
 低床バスの乗降に対応した道路の改良

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	バスの積極的な活用
事業者	駅舎のバリアフリー化 バス路線の充実

鉄道駅の1日の乗降客数の推移



(注1) 各年調査は11月実施。(平成14年は12月、平成15年は10月実施)
 (注2) 四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料) 京阪電気鉄道(株)



京阪八幡市駅



京阪橋本駅

第4節

情報通信

じょうほうつうしん

重点取組

市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上

携帯電話への情報提供など情報提供環境の充実やインターネットを活用した各種申請手続き等の利便性の向上を図ります。また、市民のIT技能の向上を図ることにより、多様な市民参加を推進します。

個人情報保護等の安全対策

情報漏えいを防ぐため、システムを適切に運用するとともに、機器廃棄時の個人情報保護等の安全対策を図り、安全・安心な電子自治体の実現をめざします。

現状と課題

現状

日本経済の再生と国民生活の向上を図るため、2001（平成13）年1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）¹⁵」が施行され、本市でも「八幡市IT推進基本計画及び行動計画¹⁶」を策定し、ITによる市民活動の活性化、質の高い行政サービスの提供、さらには行政の効率化・透明化を推進しています。

これまで、市内公共施設を高速LAN¹⁷で接続する地域イントラネット¹⁸の構築や住民基本台帳ネットワーク¹⁹への接続をはじめとする行政情報化の基盤整備、基幹業務システムの再構築を行い、八幡市議会本会議放映システムや施設予約システム等による市民への情報提供、コンピュータ教室や校内LANの整備等によるIT教育等の取組を進めてきました。

あわせて、「八幡市個人情報保護条例」の改正、資格権限の強化、パソコン等の適正な廃棄、ファイルサーバーシステム²⁰の整備等に取り組むとともに、セキュリティポリシー²¹とネットワーク運用ルールを制定し、個人情報をはじめとする情報漏えい防止対策を進めています。

- 15 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた法律で、具体的には高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部や国、地方公共団体の負うべき責務、今後の進め方等を定めている。
- 16 八幡市IT推進基本計画及び行動計画：ITの恩恵を全ての市民が享受できるようにIT施策を市役所全庁的に推進するため2001（平成13）年3月に策定。2006（平成18）年7月、さらなる推進や行政コストの削減を図るため八幡市第2次IT推進基本計画及び行動計画を策定。
- 17 LAN：Local Area Networkの略で、同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタ等をケーブルで接続し、データをやり取りするネットワーク。
- 18 イン트라ネット：インターネットの技術を利用して構築される組織内情報通信網。
- 19 住民基本台帳ネットワーク：各地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有するシステム。
- 20 ファイルサーバーシステム：自身の管理している記憶装置をネットワーク上の他のコンピュータと共有し、外部から利用できるようにするシステム。これによりコンピュータ間でのファイル移動の煩雑さが解消される。
- 21 セキュリティポリシー：情報漏えい等に対する安全対策に関する基本方針。

取り組むべき課題

これまでの取組によりネットワーク環境やパソコン環境は大きく向上しましたが、住民基本台帳カード²²や公的個人認証サービス²³の利用が伸びず、ホームページや携帯電話への情報提供についても改善を図る必要があります。

市民ニーズに対応し、最小のコストで最大の効果を生み出す高品質な行政の実現を図るため、京都府や他市町村とのシステムの共同開発・運用についても検討を進めていく必要があります。

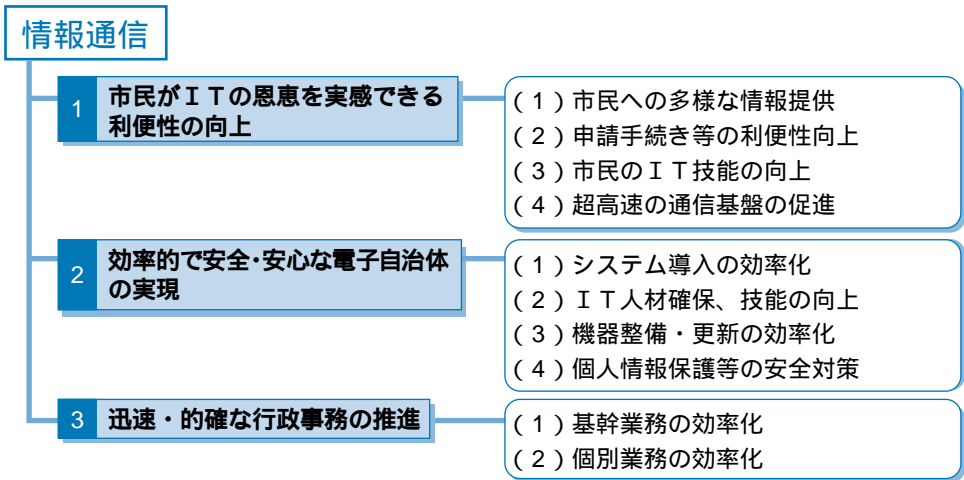
また、個人情報の保護を図り、システムの安定運用を高めるため、システム障害防止、サイバーテロ²⁴対策など、日々新たな技術対応が必要となっています。

基本方向

一定の市民サービスを維持するためには、ITによる行政コストの削減と市民サービスの向上を図ることが求められています。ITの活用による事務事業の効率化、複数自治体によるシステムの共同化等により、行政コストの削減に取り組みます。

また、ITの活用による市民への多様な情報提供と、利便性が実感できる環境を整えるとともに、システムの安定運用や個人情報の保護等に適切に対応します。

施策体系



取組の内容

1. 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上

(1) 市民への多様な情報提供 重点取組

- 最新の行政情報がいつでもどこでも見つけられる情報提供環境の充実
- 携帯電話への多様な情報の提供
- 京都府図書館総合目録ネットワークと本市の図書館システムの接続による図書機能の向上

22 住民基本台帳カード：市区町村が管理する住民基本台帳に基づくICカードであり、交付を受ければインターネットを通じたさまざまな行政手続きができ、身分証明書としても使用できる。

23 公的個人認証サービス：インターネットを利用した申請等で、他人へのなりすましや通信途中での改ざん等を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する。

24 サイバーテロ：情報ネットワークや情報システムを利用して、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性がある重要社会生活基盤（情報通信、金融、航空、鉄道、電力等）を攻撃する行為。

(2) 申請手続き等の利便性向上 **重点取組**

様式ダウンロード、施設案内、予約窓口サイトの導入による利便性の向上
インターネットによる申請・届出、入札、施設予約の導入による利便性の向上

(3) 市民のIT技能の向上 **重点取組**

市民のIT技能の向上を図ることによる多様な市民参加の推進

(4) 超高速の通信基盤の促進

インターネットで提供される映像配信サービスが利用できる超高速通信基盤の整備の促進

2. 効率的で安全・安心な電子自治体の実現**(1) システム導入の効率化**

効率的なシステム導入ルールの方策

(2) IT人材確保、技能の向上

IT活用による業務の効率化

IT専門職員の技能の向上による経費の削減、システムの安定化、効率化の推進

eラーニング²⁵の活用による研修等の事務の効率化

(3) 機器整備・更新の効率化

地域イントラネット事業機器の効率的な更新

施設に必要な機器の導入による事務の効率化

(4) 個人情報保護等の安全対策 **重点取組**

パソコン等からの情報漏えい対策のための適切な運用の推進

機器等の廃棄時の適正な情報漏えい対策による個人情報の保護

3. 迅速・的確な行政事務の推進**(1) 基幹業務の効率化**

本市独自システムからパッケージシステム²⁶の導入による運用コストの削減

地理情報の共用化やデータ連携による事務の効率化の推進

福祉システムの統合による事務の効率化の推進

京都府や他市町村間との情報共有による事務の効率化の推進

(2) 個別業務の効率化

基幹システムとの連携システムの導入による運用コストの削減

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	IT技能の向上
事業者	超高速通信基盤整備の促進

25 eラーニング：パソコンやコンピュータネットワーク等を利用して教育を行うこと。教室での学習に比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点等が特徴。

26 パッケージシステム：特定の顧客のためだけにつくられたシステムではなく、一般化された機能で構成されたシステム。

第5節

農業

のうぎょう

重点取組

担い手の育成・強化

認定農業者をはじめ、女性や高齢者など多様な担い手の育成・強化を図るとともに、特産物の産地づくりを一体的に進める「地域農場づくり」を促進します。また、農作業受託組織や農業法人・集落型農業法人の育成等を図ります。あわせて担い手への農地集積や遊休農地の解消に努めます。

地産地消の推進と地域ブランドの確立

地場産農産物の量販店等への販売や学校等における利用を促進します。また、地場産野菜の利用や特産品の開発を通じて地場産農産物の加工を促進します。

環境にやさしい農業の推進

エコファーマーの認定を促進するとともに、環境にやさしい農法を推進します。

交流の推進

体験・交流型農業の振興を図るとともに、朝市や農作物オーナー制度などによる都市住民との交流を促進します。また、都市住民による農業ボランティアの拡充を図ります。このような取組を通じて、食の安全・安心への関心を高め、食育を推進します。

現状と課題

現状

農業は、都市近郊・消費地という立地条件を活かした農業経営が展開されており、野菜、米、花き、茶等の集約作物の生産、ハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営が行われています。また、農業従事者の高齢化と後継者不足が進むなか、中核的担い手の育成、高品質で安全・安心な農作物の生産等の取組が続けられています。

そのなかで、多様化する消費者ニーズへの対応として、都市近郊農業の有利性を活かし、ふれあい農業の振興、生産者と消費者との交流を図る農産物の朝市や直売所等の開設も行われるとともに、都市住民がボランティアとして農作業の支援や各種収穫体験等の交流型農業を行うシステムを構築しています。

取り組むべき課題

農業生産基盤の整備や地域農業の振興に向けた優良農地の確保、農業経営の効率化・安定化を図るとともに、多様な担い手の育成、消費者から一層信頼が得られる安全・安心な農産物づくり及び流通・販売体制の確立、農業が本来有する自然環境の保全機能等の維持・増進を図る必要があります。

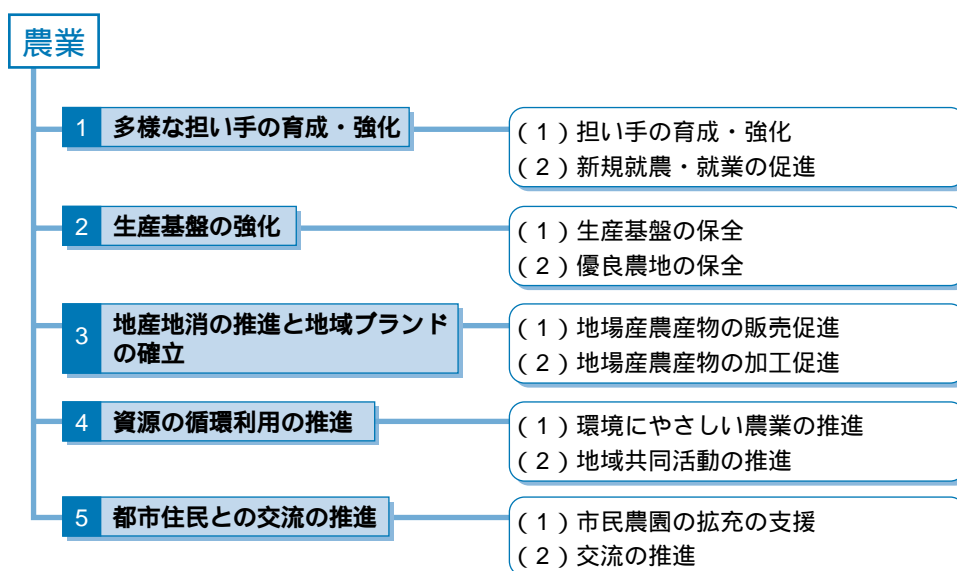
また、市民農園や農産物の朝市・直売所等の充実など、都市住民との交流を一層促進するとともに、農業ボランティアや定年退職者による農業支援等の仕組みづくりを検討する必要があります。

基本方向

農業は、日常生活に不可欠な食料等を生産・供給する機能のほかに、多面的機能（水資源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、やすらぎと空間の創出、文化の伝承など）を有しており、これらの良好な発揮を通じて豊かな市民生活を実現する重要な役割も担っています。

こうしたことから、農業の持続的な発展を図るために、女性や高齢者の能力の発揮を含めた多様な担い手の育成・強化、効率的かつ安定的な生産基盤の強化、安全・安心な農産物の生産拡大等をめざすとともに、生産者と消費者との「顔が見える」交流の場づくりと地産地消²⁷の取組を積極的に推進します。

施策体系



取組の内容

1. 多様な担い手の育成・強化

(1) 担い手の育成・強化 **重点取組**

- 認定農業者²⁸の育成・強化
- 女性や高齢者など多様な担い手の育成・強化
- 特産物の産地づくりを一体的に進める「地域農場づくり」の促進
- 農作業受託組織の育成・強化
- 農業法人・集落型農業法人²⁹の育成
- 担い手への農地集積
- 遊休農地の解消

27 地産地消：16ページ参照。

28 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手として創意工夫を行い農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で市町村が認めた者。

29 集落型農業法人：地縁集団を単位として、農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織を法人化したもの。

(2) 新規就農・就業の促進

定年退職者等の新規就農・就業による生きがいつくりの醸成
 地域の活性化をリードする人材の育成
 農業者・農業団体、消費者等との連携によるネットワークづくりの推進

2. 生産基盤の強化**(1) 生産基盤の保全**

農地の生産機能の維持管理
 農業振興地域の保全

(2) 優良農地の保全

農地の利用集積の促進
 耕作放棄地の発生防止・解消
 集落型農業法人の設立

3. 地産地消の推進と地域ブランド³⁰の確立**(1) 地場産農産物の販売促進** **重点取組**

量販店等への販売促進
 学校、福祉施設等における利用促進
 京都こだわり栽培の推進

(2) 地場産農産物の加工促進 **重点取組**

地場産野菜の利用促進
 特産品開発の促進

4. 資源の循環利用の推進**(1) 環境にやさしい農業の推進** **重点取組**

エコファーマー³¹の認定の促進
 環境にやさしい農法の推進

(2) 地域共同活動の推進

資源の適切な保安全管理
 環境資源の保全向上

30 地域ブランド：地域資源（自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業など）の地域団体商標。「付加価値」を高め、他の地域と差別化を図ることを目的としている。

31 エコファーマー：「土づくり」「減化学肥料」「減化学農薬」の3つの技術等に一体的かつ計画的に取り組んでいる農業者。

5. 都市住民との交流の推進

(1) 市民農園の拡充の支援

市民ニーズに対応した市民農園の拡充の支援

(2) 交流の推進 **重点取組**

体験・交流型農業の振興

朝市や農作物オーナー制度³²など都市住民との交流の促進

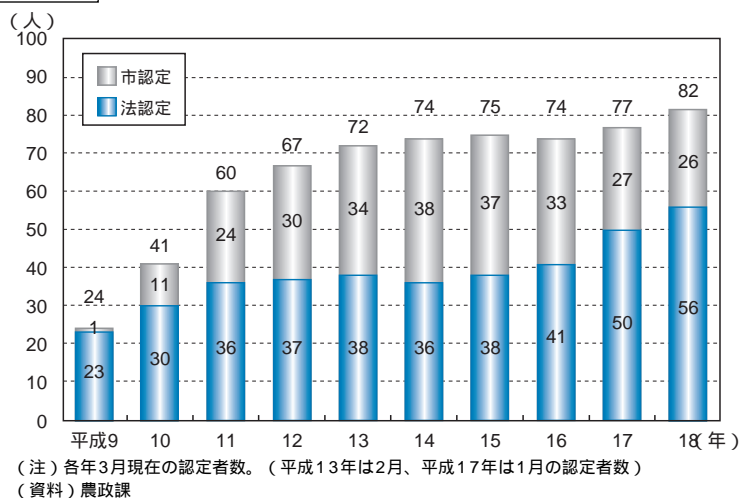
食の安全・安心と食育の推進

農業ボランティア登録の拡充

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	食育に対する理解と事業への参加 無農薬・減農薬野菜の購入促進
NPO	地場産農産物を活用した加工品の生産拡大
事業者	地産地消の取組の強化

認定農業者数の推移



農作物オーナー制度でのそばの収穫



八幡市農業青年クラブによる野菜の品評会

32 農作物オーナー制度：都市住民が農家とオーナー契約を結び、農作物が実ると自ら収穫をし、もち帰ることができる制度。収穫までの管理は農家が行う。

第6節

工業

こうぎょう

重点取組

工業基盤の整備

区画整理事業により工業団地の創出を図るとともに、緑化やオープンスペースの確保、都市景観の向上に配慮した工業基盤の整備を行います。

優良企業の誘致

経済的波及効果が高く、雇用吸収力のある優良企業や関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業の誘致を推進します。また、税制面での措置の充実や工業用地に関する情報発信等を図ります。

地域社会との共生

立地企業と地域社会とが共生できる組織づくりを促進します。

現状と課題

現状

広域幹線道路網整備や計画に伴い、利便性・経済性の利点から工業系や沿道系の土地利用の需要が高まっています。特に、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系土地利用が拡大してきており、京都府南部における流通拠点の様相を呈してきています。このため、将来的な土地需要に対応すべく、地域特性を活かした魅力ある工業系用地の確保が必要となっています。

市の地場産業である自動車処理事業に関しては、2005（平成17）年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）³³」が施行されました。事業地の整備、公害問題への取組を進めるとともに、使用済自動車の適正処理を実施しています。

取り組むべき課題

企業進出にあたっては、物流における利便性・優位性等を加味して資本投下し、その投資効果を十分に得ることができかが重要となります。本市は広域幹線道路が整備されており、今後も企業進出のニーズは高いものと推測されることから、地域特性を活かした工業系の用地確保が必要です。

あわせて、市域への経済的波及効果が高く雇用吸収力がある優良企業の誘致を積極的に推進することが必要であり、税制面での優遇措置の充実や工業用地に関する情報の発信が必要です。

33 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）：自動車メーカーや輸入業者に廃車の回収・再利用、解体処理後の破砕くずの資源化、エアコン等のフロン回収、エアバッグの引取りと処分等を義務づけた法律。

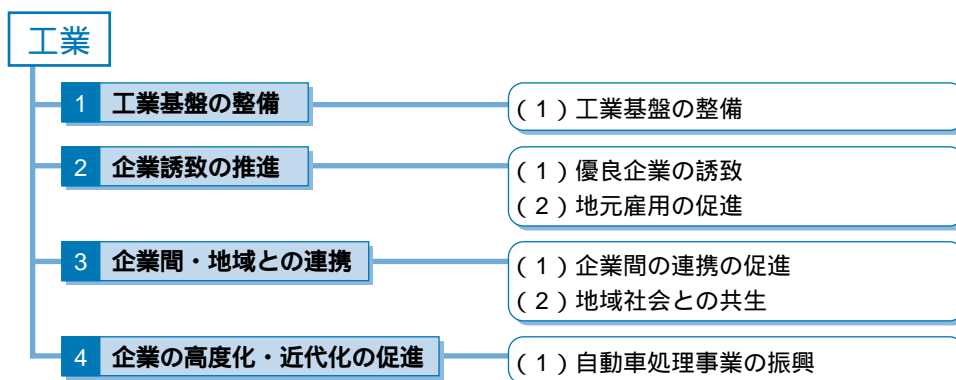
基本方向

良好な工業地を形成していくためには、公害のない都市型工業地の推進が重要です。このため、広域幹線道路網整備や計画に伴うポテンシャルの高まりを活かした工業基盤の整備を行い、優良企業や関西文化学術研究都市³⁴と連携した先端技術を有する企業等の誘致に努めます。

また、立地企業と既存事業所との連携を推進し、企業が地域社会と共生していけるよう組織化を図ります。あわせて、起業意欲をもつ人々の発掘やその取組への支援を行います。

市の地場産業である自動車処理事業がリサイクル産業としてふさわしい事業になるよう振興します。

施策体系



取組の内容

1. 工業基盤の整備

(1) 工業基盤の整備 **重点取組**

区画整理事業による工業団地の創出
緑化やオープンスペースの確保
都市景観の向上

2. 企業誘致の推進

(1) 優良企業の誘致 **重点取組**

経済的波及効果が高く、雇用吸収力のある優良企業の誘致
関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業の誘致
立地企業への税制面での優遇措置の充実
立地企業等による起業支援体制の充実
工業用地に関する情報の発信

(2) 地元雇用の促進

市民の雇用機会の拡大

34 関西文化学術研究都市：京都、大阪、奈良にまたがる京阪奈丘陵に位置している。産学公が連携し、文化・学術・研究開発の新しい拠点を形成することにより、魅力ある居住環境、都市環境の創造をめざしている。

3. 企業間・地域との連携

(1) 企業間の連携の促進

立地企業の組織化
 経済的波及効果を高め、経営基盤の強化を図るための情報の共有化
 既存事業所、関係団体との交流の促進

(2) 地域社会との共生 **重点取組**

地域社会と共生ができる組織づくりの促進

4. 企業の高度化・近代化の促進

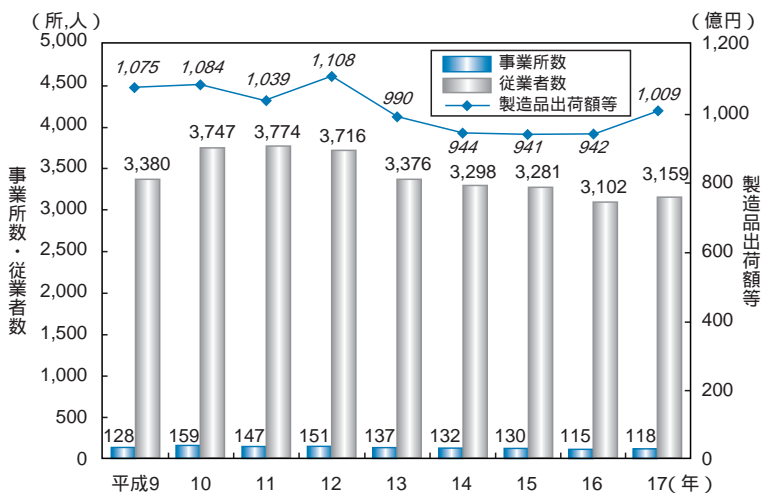
(1) 自動車処理事業の振興

協業化により生産性の向上と経営の近代化を図り、リサイクル産業にふさわしい自動車処理事業の振興

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	企業、事業所等との連携
事業者	企業における経済基盤の強化・活性化
	市域への経済的効果の波及促進
	地元雇用の促進
	地域活動やイベントへの参加・参画
	新事業創出のための起業支援 公害の防止

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等



(注1) 各年12月31日現在、従業者4人以上の事業所。
 (注2) 公表数値は、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
 (資料) 総務情報課



上津屋工業団地

第7節

商業

しょうぎょう

重点取組

商業拠点の活性化の推進

八幡市駅周辺の商業の活性化と魅力づくりを促進し、橋本駅周辺への商業の誘導を図ります。既存商業地については、地域生活拠点の既存商店の魅力化や地域住民と共生できる商店の育成を図るとともに、秩序あるまちづくりとの整合性や周辺地域への生活環境の保持に配慮した事業を推進します。

（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

広域幹線道路の整備計画にあわせ、広域的集客が図れる娯楽性や快適性を満たす商業機能等の誘導を図ります。

現状と課題

現状

商業の振興は、快適で便利な市民生活に不可欠な要素であるとともに、まち全体ににぎわいや活性化をもたらすなど、まちづくりを進めていくうえで重要な役割を担っています。

本市においては、既成市街地の小売店が減少傾向にあり、高齢化の進行や周辺の基盤整備等に対応し、地域に密着した既存小売店等の魅力づくりが重要な課題となっています。

一方で、大型商業施設の進出や広域幹線道路が整備され、南部広域交流エリアを中心に商業拠点の形成が進んできています。

取り組むべき課題

市民の生活拠点として八幡市駅周辺の歴史・文化・自然の特性を活かした商業の活性化と魅力づくりをめざし、市の玄関口にふさわしいにぎわいと風格ある都市空間の維持・充実を図ることが必要です。また、住宅地である橋本駅周辺においては、市民の日常生活を支える商業の誘導が求められています。

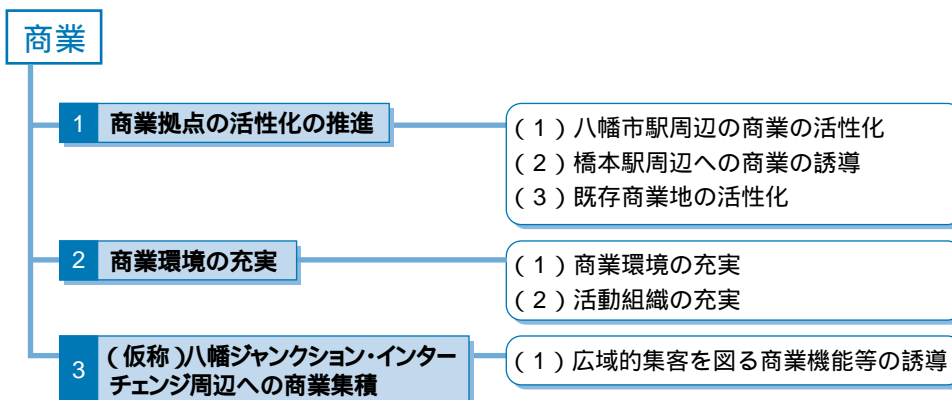
既存商業地においては、高齢社会に向け必要な商業環境の充実を図り、地域社会と共生できる商店をめざす必要があります。

基本方向

商業の振興においては、商業集積地の魅力化が重要です。消費者ニーズにあわせ利便性を高めた商業環境づくりや個店の魅力化を促進します。

駅周辺、大規模団地、広域幹線道路周辺など、多様な地域特性を活かし、良好な景観の形成を図りながら、商業の活性化と魅力づくりを促進します。

施策体系



取組の内容

1. 商業拠点の活性化の推進

(1) 八幡市駅周辺の商業の活性化 **重点取組**

駅周辺の整備計画にあわせた商業の活性化と魅力づくりの促進

(2) 橋本駅周辺への商業の誘導 **重点取組**

駅周辺整備にあわせた商業の誘導

(3) 既存商業地の活性化 **重点取組**

地域生活拠点（男山の各地区センター周辺・美濃山近隣周辺）の既存商店の魅力化

地域住民と共生できる商店の育成

大規模小売店への対応

景観法³⁵の基本理念にのっとった魅力ある商店街の形成

秩序あるまちづくりとの整合性や周辺地域の生活環境の保持に配慮した事業の推進

2. 商業環境の充実

(1) 商業環境の充実

既存商業地における個性ある魅力づくりの促進

商業環境の改善促進

商店と連携した地域通貨³⁶導入の検討

(2) 活動組織の充実

商業団体の活動支援・組織強化の支援

中心市街地活性化の推進

3. (仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

(1) 広域的集客を図る商業機能等の誘導 **重点取組**

広域幹線道路の整備計画にあわせた、広域的集客が図れる娯楽性や快適性を満たす商業機能等の誘導

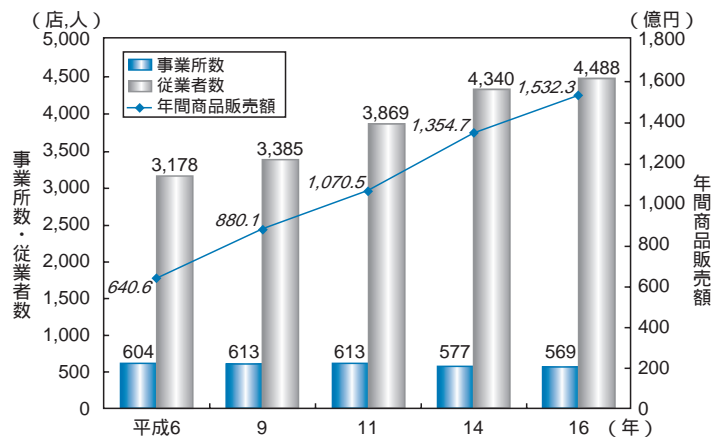
35 景観法：89ページ参照。

36 地域通貨：38ページ参照。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	地元商業施設の利用
NPO	地域通貨導入の仕組みづくり
事業者	事業者による魅力ある環境づくり 事業者や商業団体による共同事業等への取組 地域通貨導入への協力

小売・卸売業事業所数、従業者数、年間商品販売額



(注)平成9年・14年・16年は6月1日現在、平成6年・11年は7月1日現在。
(資料)総務情報課「商業統計調査」



八幡源氏垣外・三本橋周辺の商業地



欽明台地区の商業地

第8節

観光

かんこう

重点取組

大谷川（放生川）防賀川の再生と散策ルートの整備

水量の確保と水質の改善による再生を図るとともに、河川を利用し、市の観光拠点を結ぶ回廊の整備を行います。

歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興

東高野街道の整備を進め、「まちなか観光」の振興を図るとともに、東部の田園地帯においてハイキングや散策等が楽しめる環境の整備を行います。

物語を使ったロマンづくり

松花堂昭乗や女郎花等の物語を活用し、ロマンづくりや来訪者と地域の交流への活用を行います。

情報提供とネットワーク化の推進

市内の多彩な観光資源を結ぶネットワークの形成や移動手段の充実を図るとともに、周辺市町や広域圏における連携強化と広域イベント等の開催を行います。インターネットやマスメディアを利用した情報の発信とともに、観光客のニーズなど情報の把握に努めます。また、地域資源を活かし、映画やテレビのロケの誘致を図ります。

現状と課題

現状

木津川、宇治川、桂川の三川合流部、男山等の自然環境、石清水八幡宮、松花堂庭園、流れ橋等の歴史文化資源など、本市は豊富な観光資源に恵まれています。背割堤には桜の開花時期になると約10万人が訪れ、石清水八幡宮への来訪者は年間約140万人に及びます。また、「徒然草」に登場する高良神社、筒井順慶が日和見をしたと伝えられる洞ヶ峠、男山にはエジソンが八幡の竹を使って白熱電球の実用化に成功した偉業を伝える記念碑があります。さらに、太鼓まつり、ずいきみこし等の伝統的な祭りや桜まつり、松花堂庭園でのつばき展にも多くの観光客が訪れています。

市では、これらの観光資源を松花堂美術館ややわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」を核にして情報発信に努めています。また、観光ボランティアガイドが八幡市の魅力の発信に取り組んでいます。

取り組むべき課題

水辺や緑を活用した散策路整備、東高野街道の整備、埋もれた昔話など歴史的な資源の掘り起こしと観光資源としての活用、松花堂美術館や四季彩館等の交流拠点での取組の充実、祭りやイベント等による新しいにぎわいの創出など、自然環境や歴史文化資源、

地域文化等を活用した観光振興が求められています。また、宿泊施設の課題や、来訪者を受け入れる体制の整備を進めるための人材育成が必要となっています。

また、2003（平成15）年には、「八幡市観光基本計画³⁷」を策定し、計画的な施策展開を図っていますが、基盤整備の面での取組を進めていく必要があります。

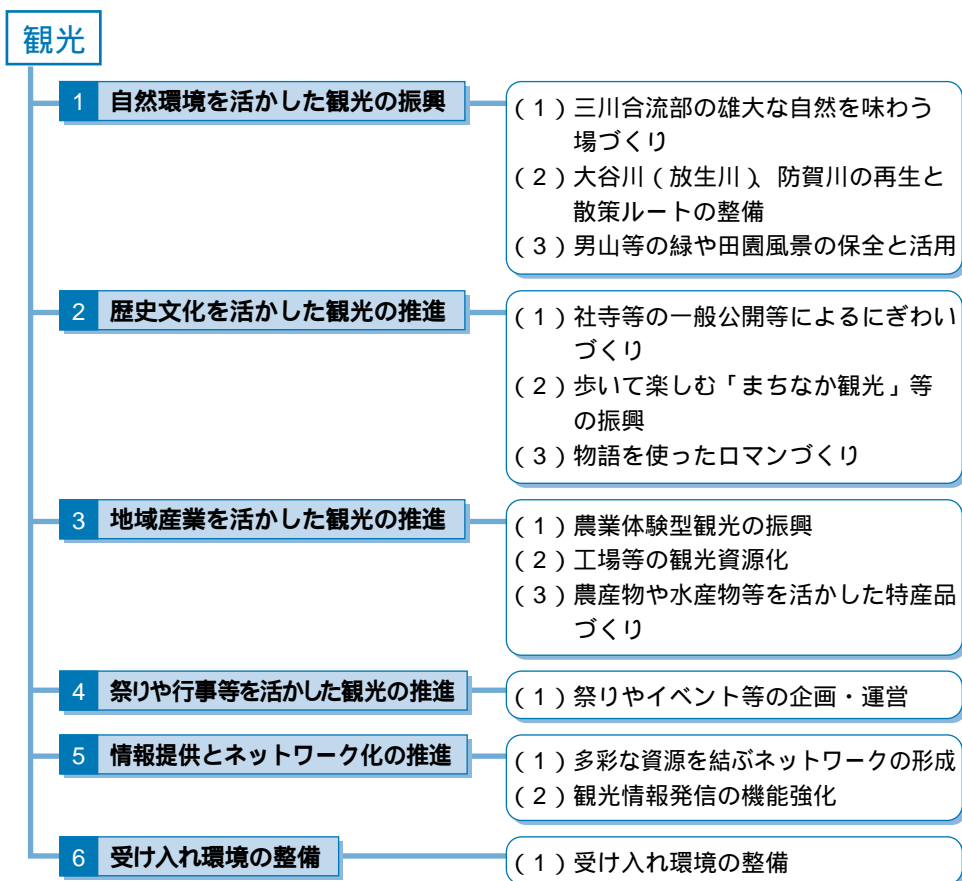
基本方向

観光の振興は、交流人口³⁸を増やし、まちを活性化させるとともに、市民が自分たちのまちのすばらしさを再認識するきっかけを与え、まちへの愛着や誇りを増大させます。

豊かな自然と歴史文化を活かした魅力ある交流拠点整備を進めるとともに、観光を通じて市民の生活や商業など産業の活性化を図り、活力ある地域づくりを図ります。

また、市民一人ひとりが来訪者をもてなす主役となるよう、人材の育成と連携の強化を進めます。

施策体系



37 八幡市観光基本計画：「ほのぼの わくわく やすらぎのまち やわた」を基本理念に、市民や地域を主役として、木津川、宇治川、桂川の三川が合流する雄大な自然、東高野街道や石清水八幡宮等の豊かな歴史・文化、広々とした田園風景を活かした、市民と来訪者がともに楽しめる心豊かな観光のまちづくりを進めるための計画。

38 交流人口：2ページ参照。

取組の内容

1. 自然環境を活かした観光の振興

(1) 三川合流部の雄大な自然を味わう場づくり

自然環境を活かしたりフレッシュ空間、歓水³⁹空間としての整備

観光船としての舟運の復活

広域連携による地域イメージの確立

集客力の高い広域交流拠点となる「川の駅⁴⁰」整備の促進

沿川住民の協働⁴¹・参画による自然環境を保全したシンボル地域としての整備の促進

(2) 大谷川(放生川)、防賀川の再生と散策ルートの整備 **重点取組**

水量の確保と水質の改善

河川を利用した市の観光拠点を結ぶ回廊の整備

(3) 男山等の緑や田園風景の保全と活用

郷土のシンボルとなっている男山や緑豊かな田園地帯の保全と活用

2. 歴史文化を活かした観光の推進

(1) 社寺等の一般公開等によるにぎわいづくり

一般公開されていない社寺等の公開の促進

多彩な歴史、文化の情報発信

歴史文化を活かした観光ルートの開発

(2) 歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興 **重点取組**

集客交流軸である東高野街道の整備と「まちなか観光」の振興

東部の田園地帯においてハイキングや散策等が楽しめる環境の整備

(3) 物語を使ったロマンづくり **重点取組**

松花堂昭乗や女郎花等の物語の活用

物語をロマンづくりや来訪者と地域の交流に活用

3. 地域産業を活かした観光の推進

(1) 農業体験型観光の振興

農業体験型観光の推進

(2) 工場等の観光資源化

特色ある工場の観光資源としての活用

(3) 農産物や水産物等を活かした特産品づくり

地元の農産物等を活かした八幡らしい特産品づくりの推進

39 歓水：「水とともにたわむれ、自然を味わいよるこぶ」という考え方。

40 川の駅：舟運、サイクリング、ウォーキング等のネットワークの結節点に整備する、利用者のための情報発信・交流のできる施設。

41 協働：2ページ参照。

4. 祭りや行事等を活かした観光の推進

(1) 祭りやイベント等の企画・運営

市民や事業者との協働による伝統ある祭りや催事、新たな祭りやイベントの実施

5. 情報提供とネットワーク化の推進

(1) 多彩な資源を結ぶネットワークの形成 **重点取組**

市内に点在する観光資源を有機的に結びつけるネットワークの形成
バスやレンタルサイクル等の移動手段の充実
周辺市町や広域圏における連携強化と広域イベント等の開催

(2) 観光情報発信の機能強化 **重点取組**

インターネット等を利用した観光施設の紹介や行事、イベント、交通情報等の情報発信の促進
テレビや新聞、雑誌、ガイドブック等のマスメディアの活用
観光客の多様なニーズや変化に対応するための情報の把握と集約
映画やテレビ等のロケの誘致

6. 受け入れ環境の整備

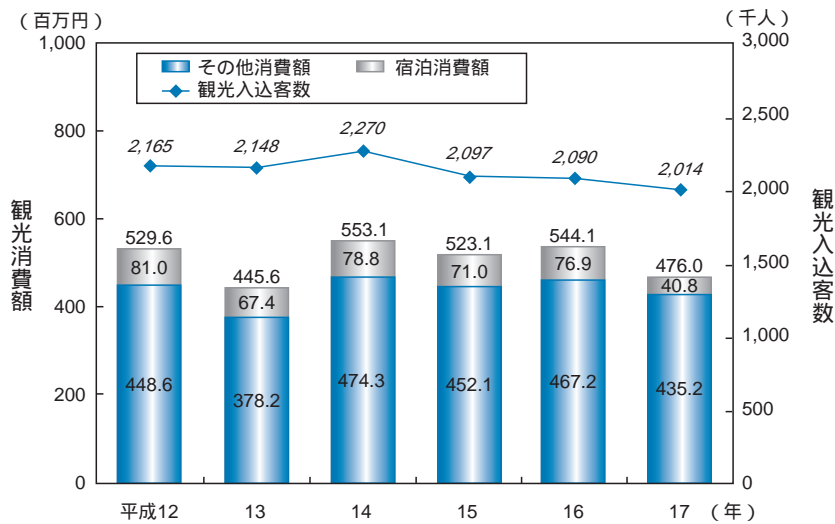
(1) 受け入れ環境の整備

ボランティアガイドなど、もてなしの主役となる人材の育成と連携の強化
もてなしの意識の啓発
イメージカラーやサイン等の統一
来訪者が安全で快適に過ごせる環境の整備
宿泊施設の整備
観光バス駐車場の整備

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	来訪者との交流 まちのPRの語り手や担い手としての協力
NPO	来訪者との交流の促進 祭りやイベントへの協力
事業者	見学者の受け入れと対応 祭りやイベントへの支援 宿泊施設の建設

観光入込客数・観光消費額の推移



(注) 流れ橋、淀川河川公園背割堤地区、石清水八幡宮、松花堂庭園・美術館、こども動物園、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」、男山レクリエーションセンター、八幡市民スポーツ公園、やわた太鼓まつり及び八幡市文化センターでの入込客数による。

(資料) 商工観光課



背割堤での八幡桜まつり



ずいきみこし



太鼓まつり